

第 5 米軍基地従業員

1 米軍基地従業員の労務管理

日本国に駐留する在日米軍は、日本国とアメリカ合衆国両政府間において締結された日米安全保障条約（資料9）第6条に基づいて日本国内の施設及び区域を使用することが許され、またその任務を遂行するために必要な労働力は日米地位協定（資料11）第12条第4項により日本政府を通じて充足されると規定されている。

日米地位協定に基づき、在日米軍基地従業員の労務管理について、日米両国政府間で基本労務契約[MLC: Master Labor Contract]及び諸機関労務協約[IHA: Indirect Hire Agreement]が取り決められており、これにより両国政府が分担して従業員を管理するという、いわゆる日米共同管理方式をとっている。

この契約・協約は、在日米軍で働く日本人等従業員の給与、雇用条件及び経費分担等について具体的事項を規定している。

MLC 従業員とは、米国の歳出予算で運営される合衆国軍隊の業務に従事する事務職、技能職、警備及び消防職等の従業員をいい、IHA 従業員とは、米国の歳出予算の適用を受けない各機関の独立採算制により運営される各種福利厚生施設の業務に従事する従業員をいう。

基本労務契約及び諸機関労務協約では、在日米軍が「使用者」として従業員の直接監督、指導及び訓練等を行い、日本政府側は法律上の「雇用主」として採用、退職等の人事措置、福利厚生、給与、旅費の計算及び支給等の事務を行っており、必要に応じて日米双方が協議、調整を行っている。

2 米軍基地従業員の状況

都内の在日米軍基地従業員数は、令和8年1月末現在 2,598 人（育児・介護休業者を除く。）で、全

国従業員数 25,557 人（育児・介護休業者を除く。）の10.2%を占めている。

その推移をみると、米軍基地という事情を反映して、在日米軍の動きそのままに増減をたどっている。

昭和25年6月、朝鮮戦争が始まると、昭和28年7月に板門店で休戦協定が調印されるまでの間、米軍基地従業員の需要は一段と高まった。昭和25年の都内従業員数は約68,000人、さらに翌昭和26年には約79,000人に及んだ。しかし、昭和28年7月に朝鮮戦争の休戦協定が調印されると、10月頃から米軍基地従業員に対する人員整理が始まった。昭和29年に入ると、防衛庁の設置、自衛隊発足による日本の自衛力の整備及び国際情勢の緩和に伴い、米国国防予算が大幅に削減され、立川及び横田両空軍基地で、4,000人に近い人員整理が行われた。

昭和44年頃から更に米国国防予算が削減されるようになったことにより、米軍基地従業員の人員整理が再び始まった。昭和48年1月、日米安全保障協議委員会において「関東平野地域における空軍施設を削減し、向こう3年の間にその大部分を横田飛行場に統合して、移動後の施設・区域を日本側に返還する」という、いわゆる「関東計画」（資料18）が合意され、キャンプ朝霞、大和空軍施設、関東村住宅地区等の施設が逐次日本に返還された。昭和52年11月、立川基地の返還でこの計画は完了したが、この間、8年間の米軍基地従業員の人員整理による離職者は、11,000人に上った。

都内従業員数は昭和60年には約2,300人であったが、その後は概ね増加傾向が続き、平成14年には2,775人となったが、以降は概ね減少傾向にある。

3 米軍基地従業員に係る労務費負担

在日米軍基地従業員の労務管理に要する経費は、昭和52年度までは米軍側が負担してきたが、昭和53年度から社会保険料事業主負担分、福利厚生費（安全衛生費、制服費など）等を、昭和54年度からは給与費の一部（格差給、語学手当等）を日本政府が一般会計で負担している。

また、経済情勢の急激な変化等による米側の負担軽減を図るため、昭和62年1月、日米両国政府により、地位協定についての特別措置に関する特別協定が締結され、昭和62年6月から8手当（退職、調整、扶養、通勤、住居、夏季、年末及び年度末手当）の支払経費の2分の1に相当する金額を限度として、日本政府が新たに負担することになった。

なお、昭和63年6月にこの特別協定が改正され、これら8手当について、平成元年度には、75%を、さらに平成2年度からは、100%を日本政府が負担することになった。

平成3年10月以降、米軍基地従業員の基本給及び諸手当についても、日本政府が段階的（平成3、4年度25%、平成5年度50%、平成6年度75%）に負担し、平成7年度には100%を負担することになった。さらに、平成7年9月、平成12年9月、平成18年1月、平成20年1月、平成23年1月、平成28年1月、令和4年1月締結の「新たな特別協定」（資料13）により、引き続き日本政府が予算の範囲内で全額を負担している。

基地従業員数

令和8年1月末日現在（単位：人）

基 地 名	MLC	IHA	計
赤坂プレス・センター	160	9	169
横田飛行場	1,603	465	2,068
多摩サービス補助施設	19	76	95
ニューサンノー米軍センター	17	249	266
東京都計	1,799	799	2,598
全国合計	20,593	4,964	25,557

（注）育児・介護休業者は含まれていない。

4 米軍基地従業員に対する福利厚生及び離職対策

在日米軍基地従業員に対する福利厚生としては、従業員の安全衛生、健康診断、福利厚生、褒賞、制服の貸与、社会保険及び労働保健事業等の業務が行われている。

従業員の雇用関係や職場環境については、近年では大幅な人員整理等もなく比較的安定化してきているが、米側の政策や経済の変動等により、依然として不安定な状況下にある。

このため、同従業員に対する離職対策として、

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年5月17日法律第158号）に基づき、離職前の職業訓練の実施、従業員が米軍の撤収・引揚げ、基地の縮小等により離職を余儀なくされた場合に、生活の安定等に資するため特別給付金を支給する等の特別措置が国により講じられている。都内では、（一財）東京駐留軍離職者対策センターが離職者の再就職等の相談、育成指導を行っている。

基地従業員数年次別推移

各年1月末日現在（単位：人）

年次	MLC	IHA	計
平成16年	1,673	1,055	2,728
17年	1,697	1,044	2,741
18年	1,687	1,058	2,745
19年	1,697	1,015	2,712
20年	1,689	1,027	2,716
21年	1,698	1,019	2,717
22年	1,703	1,036	2,739
23年	1,773	977	2,750
24年	1,757	969	2,726
25年	1,747	965	2,712
26年	1,733	943	2,676
27年	1,716	920	2,636
28年	1,734	930	2,664
29年	1,734	926	2,660
30年	1,773	860	2,633
31年	1,763	858	2,621
令和2年	1,799	831	2,610
3年	1,788	822	2,610
4年	1,797	804	2,601
5年	1,795	794	2,589
6年	1,802	792	2,594
7年	1,801	788	2,589
8年	1,799	799	2,598

（数字は北関東防衛局提供）

5 労務管理等事務の国への移管

在日米軍基地従業員の労務管理事務は、かつて防衛庁設置法第44条の規程に基づき権限の一部が都道府県知事に機関委任されていた。そのため、都では当時、生活文化局文化振興部地域国際化推進課を渉外労務主管課とし、直接の執行機関として「渉外労務管理事務所」を設置していた。

しかし、平成12年4月1日、地方分権の推進を図る法律の整備等に関する法律及び同法関係政令の施行に伴い、機関委任事務が廃止された。その後、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの2年間について、都は暫定的に「法定受託事務」として実施してきたが、平成14年4月1日、国へ全面移管された。

〈労務管理等事務の移管経過〉



(注：平成19年9月の組織改編により、防衛施設庁は防衛省本省に統合され、各防衛施設局は地方防衛局に名称変更)